

広島県告示第二百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によつて、平成十九年広島県告示第五百八十七号で認可した広島圏都市計画下水道事業府中公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十三年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 施行者の名称
府中町

二 都市計画事業の種類及び名称
広島圏都市計画下水道事業府中公共下水道

三 事業施行期間
昭和五十九年九月十七日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地
収用の部分
変更なし。

使用の部分
平成十九年広島県告示第五百八十七号の事業地に、山田二丁目、みくまり一丁目、みくまり三丁目、桜ヶ丘、清水ヶ丘、字堂所、字上岡田、字引地、字長尾山、字新宮、字午王田、字石コロビ及び字倉輪多山を追加し、同事業地のうち、城ヶ丘、みくまり二丁目、本町三丁目、山田一丁目、山田三丁目、山田四丁目、宮の町三丁目、宮の町四丁目及び石井城二丁目の事業地を変更する。